

大学入学共通テスト実施方針（追加分）

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

<負担を軽減すべき理由>

 - ①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
 - ②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
- 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかつた等の者であつて特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
- 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
- 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないよう取り扱うこととする。